平成２５年（フ）第１０７号
新潟県長岡市要町３丁目３番18号　コーポグリーンテラスⅡ201号室
債務者　小成　七穂（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
岐阜県不破郡垂井町宮代199番地の８
債務者　岩田　哲也
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
岐阜県大垣市貝曽根町58番地４
債務者　石井　健二
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
北海道北見市北１条東３丁目16番地２　山内ビル11号
債務者　齊藤美佐子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第６３２号
埼玉県川口市大字安行北谷613番地の４
債務者　高塚　宏子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６５３号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区29棟107号
債務者　阿部　克幸
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６５４号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区29棟107号
債務者　阿部　絹子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７１５号
さいたま市中央区上落合１丁目３番18号
債務者　安住　明広
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８００号
さいたま市南区南浦和１丁目30番８号　201号、旧住所埼玉県川口市川口１丁目９番37―401号
債務者　川口　健児
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８０１号
埼玉県蕨市中央５丁目４番17号　田中荘１階
債務者　近藤　隆範
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８１２号
さいたま市岩槻区西原２番33―203号
債務者　岩上　典子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
福岡県豊前市大字八屋1496番地８
債務者　渡邉　政道（旧姓久永）
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
岩手県奥州市水沢区真城字南上野46番地７
債務者　昆野　和成
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第４０号
岩手県奥州市水沢区秋葉町89番地１、旧住所岩手県奥州市水沢区字桜屋敷263番地５
債務者　千葉　信子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第４１号
岩手県奥州市前沢区字山下18番地２、旧住所島根県大田市朝山町仙山561番地
債務者　坂本　和子（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第６３６号
埼玉県和光市白子１丁目24番９号　富沢ビル305
債務者　谷口　美樹
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７２５号
埼玉県久喜市栗橋東１丁目６番２―304号　県営しづか団地
債務者　川嶌　康文
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係